

事 務 連 絡
令和 7 年 4 月 1 日

都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医事課
医師臨床研修推進室

臨床研修の第三者評価の受審等に係る省令改正について（周知）

平素より医師臨床研修制度の推進にご尽力を賜り誠にありがとうございます。

標記について、下記のとおり「医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の一部を改正する省令」が公布・施行されましたので、管内の臨床研修病院等に周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 省令改正について（別添 1参照）

①改正の趣旨

臨床研修の第三者評価については、「医道審議会医師分科会医師臨床研修部会報告書」（令和 6 年 3 月 25 日）において、「臨床研修省令において、第三者評価の受審及び受審結果の公表を努力義務として規定すること。」と取りまとめられたことを踏まえ、臨床研修の質の維持・向上や一層の受審促進を図る観点から、所要の改正を行うものです。

②改正の概要

医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令（平成 14 年厚生労働省令第 158 号）第 3 条第 1 項第 1 号に規定する基幹型臨床研修病院の管理者に対して、

- ・ 臨床研修の実施状況について有識者による第三者評価を受けるとともに、
- ・ その結果を公表すること

を努力義務とするものです。

③適用期日

令和 7 年 4 月 1 日

2. 第三者評価の実施団体

NPO 法人卒後臨床研修評価機構（JCEP）

URL : <https://www.jcep.jp/>

3. 第三者評価の受審に係る財政支援（別添 2参照）

令和6年度補正予算において、臨床研修の質の維持・向上を図るために必要な第三者評価を受審する基幹型臨床研修病院の受審経費について計上しています。

なお、詳細（補助対象・基準額・交付申請等の手続など）については、今後、別途通知します。

以上

【参考】

「医道審議会医師分科会医師臨床研修部会報告書」（令和 6 年 3 月 25 日）抜粋

2. 臨床研修病院の在り方について

1) ～ 2) (略)

3) 臨床研修の質の維持・向上について

(a) 第三者評価

〈現状・課題〉

○基幹型病院については、臨床研修の質の維持・向上を図る観点から、省令施行通知において「第三者による評価を受け、その結果を公表することが強く推奨される」とされている。また、平成 30 年報告書は、「今後の普及状況や第三者評価を行う実施機関の運用状況等に基づき、次回以降の見直しの際に、第三者評価を義務化することを前提とした検討を行うべきである」としている。

○現在、我が国において臨床研修病院の第三者評価を実施する団体としては、NP0 法人卒後臨床研修評価機構（以下「JCEP」という。）がある。JCEP は、研修プログラム及び研修状況の評価を行い、研修プログラムの改善及び良い医師の育成に寄与することを目的として、平成 19 (2007) 年に設立された団体である。

○JCEP は、臨床研修省令及び医師臨床研修指導ガイドラインを踏まえて策定された評価基準に基づき、臨床研修病院の研修プログラムについて書面調査・訪問調査を実施した上で評価を行っている。評価結果が一定の水準に達していると判断される場合は、当該病院を認定しており、令和 6 (2024) 年 3 月現在、基幹型病院の約 3 割に相当する 297 病院が認定されている。

○一方、各大学の医学部における卒前教育については、その充実・向上を図る観点から、一般社団法人日本医学教育評価機構 (JACME) による外部評価が行われている。具体的には、世界医学教育連盟 (WFME) の国際基準を踏まえて策定された評価基準に基づき、自己点検評価報告書等の書類の精査及び実地調査を通じた評価が行われており、評価結果を踏まえ、令和 6 (2024) 年 2 月現在、医学部を設置する大学（防衛医科大学校を含む。以下同じ。）の約 9 割に相当する 77 大学が認定されている。

〈見直しの方向性〉

○卒前・卒後の医師養成は、医療現場を中心として一貫して行われることが重要である。卒前教育における外部評価の取組の進捗状況を踏まえれば、

卒前教育に引き続く臨床研修においても、これまで以上に第三者評価の受審を促進し、各基幹型病院における研修の質の維持・向上及び研修環境の整備を推進することが必要であると考えられる。

○一方で、第三者評価を受審する病院は、金銭的成本及び人的コストを負担しなければならないことに留意する必要がある。特に、人的コストについては、病院内の様々な職種の職員による受審準備の過程自体が、研修の質の維持・向上を図る上で有益であるものの、当該病院の規模等によっては過重な負担となり得ることが指摘されている。このため、現段階において、第三者評価の受審を全ての基幹型病院に義務付けることは困難であるとする。

○このため、引き続き、第三者評価の受審については、基幹型病院の判断に委ねることとするものの、より一層の受審促進を図る観点から、厚生労働省においては、当面、基幹型病院の半数程度が受審することを目標として、例えば、以下のような方策を講じることが適当であるとする。

- ・臨床研修省令において、第三者評価の受審及び受審結果の公表を努力義務として規定すること。
- ・医師臨床研修費補助事業により、第三者評価を受審し、受審結果を公表する基幹型病院に対してインセンティブを付与すること。
- ・各都道府県が、基幹型病院に募集定員を配分する際に、第三者評価の受審状況を考慮するものとする。

○併せて、JCEPにおいては、評価の質の向上及び受審する病院の負担軽減を図る観点から、受審した病院からの意見を踏まえつつ、以下の点を含め、評価方法等について検討することを期待したい。

- ・訪問調査を行うサーベイヤーの質及び人員の充実方策
- ・4年間としている認定期間の在り方
- ・各病院の規模や所在する地域等の差異を踏まえた評価基準の在り方

○厚生労働省令第四十号

医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十六条の八の規定に基づき、医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

厚生労働大臣 福岡 資麿

医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令（平成十四年厚生労働省令第百五十八号）の一部を次の表のように改正する。

医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令（平成十四年厚生労働省令第百五十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改	正	後
第十二条（略） （第三者評価及び評価結果の公表）	第十二条（略） （新設）	

第十二条の二 基幹型臨床研修病院の管理者は、臨床研修の実施状況について、当該基幹型臨床研修病院の職員以外の者であつて臨床研修に関し広くかつ高い識見を有するものによる評価を受けるとともに、その結果を公表するよう努めるものとする。

附 則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

① 施策の目的

- 平成16年度からの医師臨床研修制度必修化を踏まえ、医師としての基盤形成時期に、医師としての人格をかん養し、将来専門とする分野にかかわらず、医学及び医療の果たすべき社会的役割を認識しつつ、一般的な診療において頻繁に関わる負傷及び疾病に適切に対応できるよう、基本的な診療能力を修得するための臨床研修を支援するとともに、その制度の中で、地域における医師不足及び医師偏在対策を支援し、もって地域において安心・信頼してかけられる医療の確保を推進することを目的として、その研修等の実施に必要な支援を行う。

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		○

③ 施策の概要

- 令和8年度の臨床研修から開始される広域連携型プログラムの作成・調整を行うため、広域連携型プログラムを設置する基幹型臨床研修病院のプログラム責任者等に係る経費を支援する。
- 臨床研修病院の質の維持・向上を図るために必要な第三者評価を受審する基幹型臨床研修病院の受審経費について支援する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

- 実施対象
医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令に基づき都道府県知事の指定する病院(臨床研修病院)
- 補助率:定額

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- 広域連携型プログラムに係るプログラム責任者等経費を支援することで、質の高いプログラム作成に寄与し、研修医の質の向上を推進することが見込まれる。
- また、第三者評価受審に係る経費を支援することで、臨床研修病院の質の向上を推進することが見込まれる。